

令和7年度第1回2040年を見据えた 保健師活動のあり方に関する検討会	資料1
令和7年6月25日	

※本検討会の内容は令和6年度地域保健総合推進事業において2回の検討を行っています。

2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

地域における保健師の保健活動は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号。以下「地域保健指針」という。）により実施されており、保健師が地域保健対策の主要な担い手として重要な役割を果たしているところ、保健師の保健活動に関し都道府県等が留意すべき事項として「地域における保健師の保健活動について」（平成25年4月19日付け厚生労働省健康局長通知。以下「保健師活動指針」という。）を策定している。

2040年に向けて、更なる人口構造や社会環境の変化を迎える中で、引き続き地域において保健師が保健活動を展開していくためには、保健師の確保・育成を含め、施策の優先順位や重点化を意識し、効率的・効果的に保健活動を進めていく必要がある。

また、現在の保健師活動指針が策定されてから、累次の地域保健指針の改正が行われており、これらの整合を図る必要がある。

これらを踏まえ、2040年を見据えた地域における保健師の保健活動のあり方を検討するため、開催する。

2 検討事項

- (1) 今後の保健師の保健活動のあり方について
- (2) 地域保健指針との整合について

3 その他

- (1) 検討会は、健康・生活衛生局長が別紙の構成員を参集し、開催する。
- (2) 検討会には、構成員の互選により座長を置き、検討会を統括する。
- (3) 健康・生活衛生局長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等に出席を求めることができる。
- (4) 座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長代理がその職務を代行する。
- (6) 検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、非公開である旨及びその理由を公開し、検討会終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (7) 検討会の事務は、健康・生活衛生局健康課保健指導室において行う。
- (8) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

「2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会」

構成員名簿

(敬称略・五十音順)

家保 英隆	全国衛生部長会 会長 (高知県理事(保健医療担当)・兼健康政策部医監)
尾島 俊之	浜松医科大学医学部健康社会医学講座 教授
菅野 匡彦	八王子市福祉部 部長
佐原 博之	日本医師会 常任理事
高山 美恵	山梨県富士河口湖町役場健康増進課 地域包括支援センター 介護予防係
春山 早苗	自治医科大学看護学部 教授
藤田 利枝	全国保健所長会 会長 (久留米市保健所長)
前田 香	全国保健師長会 会長 (福島県保健福祉部健康づくり推進課主幹)
松本 珠実	日本看護協会 常任理事 (保健師担当)